

経済学史学会研究奨励賞規程

第 1 条（目的及び名称）

本学会は、若手または新進の研究者(会員)による経済学史、社会・経済思想史研究の活発化と発展に資するために、経済学史学会研究奨励賞を設ける。研究奨励賞には本賞と論文賞がある。

第 2 条（表彰）

(1) 賞状と賞金を授与し、『経済学史研究』（以下『研究』と呼ぶ）および『学会ニュース』に審査報告を掲載する。

(2) 賞金は別途内規で定める。

第 3 条（審査の対象）

(1) 刊行時 40 歳未満または博士の学位取得後 8 年未満の会員の過去 3 年以内に刊行された著作物（単著単行本に限る）のうち、会員から推薦のあった著作物および『研究』の書評対象となった著作物を本賞の審査対象とする。自薦を受け付ける。

(2) 刊行時 40 歳未満または博士の学位取得後 8 年未満の会員の過去 3 年以内に刊行された論文のうち、会員から推薦のあったものを論文賞の審査対象とする。自薦は受け付けない。論文は、ISSN 番号が振られているもの、あるいは、ISBN 番号が振られているものに収録されているものに限る。

(3) 推薦公募締め切り日の前 2 号の『研究』に掲載された公募論文の中で、被推薦者の資格を満たす著者の論文は、論文賞の審査対象とする。

(4) 本賞も論文賞も、同一著作物・論文の審査は一度限りとする。また、同一人が本賞あるいは論文賞を複数回受賞することは認めない。ただし、同一人による異なる著作物・論文での本賞と論文賞の同一年度受賞、あるいは本賞と論文賞の別年度にわたる受賞は、いづれも妨げない。

(5) 他学会等での受賞歴は問わない。

第 4 条（研究奨励賞選考委員会）

(1) 研究奨励賞選考委員会（以下、奨励賞選考委員会と呼ぶ）は委員長を含めて 7 名で構成する。

(2) 奨励賞選考委員会委員長以外の審査委員 6 名は、代表幹事と協議の上、奨励賞選考委員会委員長が委嘱する。

(3) 奨励賞選考委員の任期は 2 年とする。

第 5 条（選考手続き）

(1) 奨励賞選考委員会は合議審査し受賞候補作を決定する。

(2) 奨励賞選考委員会は、必要に応じて委員会外の会員および学会外の識者に評価を求めることができる。

(3) 奨励賞選考委員会は審査報告書を作成する。

(4) 幹事会は奨励賞選考委員会より報告を受け、当該年度内に最終決定をする。

(5) ここに定めのない手続きなどの詳細は内規に定める。

第 6 条（規程の改廃）

本規程の改廃は幹事会でこれを決定し、総会に報告する。

付 則

本規程は、2002 年 10 月 26 日から施行する。

2005 年 5 月 28 日に改正

2015 年 5 月 30 日に改正

2023 年 11 月 18 日に改正

経済学史学会研究奨励賞選考委員会内規

1. 受賞候補作は、記名投票による 3 分の 2 以上の賛成をもって可決する。
2. 審査の結果、該当作品がなければ授与しない。また同一年度の同一賞の複数作品への授与を排除しない。
3. 研究奨励賞本賞の受賞者には賞状および 1 件につき賞金 10 万円を授与する。
4. 論文賞受賞者には賞状および 1 件につき賞金 5 万円を授与する。
5. 論文賞の候補作のうち、特に優れたものについては研究奨励賞本賞の審査対象とする。
6. 本内規の改廃は幹事会で行う。

付則 本内規は、2002 年 10 月 26 日から施行する。

2005 年 5 月 27 日に改正

2023 年 11 月 18 日に改正